平成２２年（フ）第７０５号
大阪府大阪狭山市狭山２丁目883、商業登記簿上の本店所在地大阪府大阪狭山市茱萸木１丁目269番地の３
破産者　有限会社スズキ金剛販売
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３６１号
大阪府南河内郡河南町大字加納１番地の３
破産者　有限会社山村工業
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１８９号
神戸市兵庫区水木通９丁目１番29号
破産者　有限会社防災設備イシハラ
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０５号
兵庫県西宮市松並町10番15号
破産者　株式会社藤原工務店
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７０号
兵庫県西宮市老松町２番24号福島ハイツ101号
破産者　有限会社アリマ酒店
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７１号
兵庫県西宮市樋之池町26番６号
破産者　有馬　達夫
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２９２号
兵庫県姫路市東山1255番地の２
破産者　株式会社レンティス
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６１号
岡山市南区浦安本町90番地の２
破産者　宝建設株式会社
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２４号
岡山県倉敷市船穂町船穂1251番地
破産者　株式会社景環
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
岡山県倉敷市黒石1124番地の１
破産者　株式会社近江屋
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
熊本市上通町８番23号
破産者　有限会社ＣＲＯＷＮ　ＶＩＣＴＯＲＩＡ
１　決定年月日　平成22年12月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１３５号
青森県八戸市大字大久保字行人塚７番地１
破産者　川崎電気株式会社
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
東京都多摩市唐木田１丁目１番地21
破産者　株式会社ティエムシー
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第１４２号
石川県加賀市小菅波町１丁目116番地
破産者　有限会社山中建材工業
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第５８３号
愛知県一宮市丹陽町九日市場字地子798―１、商業登記簿上の本店所在地名古屋市西区平出町75番地
破産者　有限会社トチギ工業
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第８５号
三重県松阪市船江町432番地27、前住所三重県松阪市久保町1080番地１
破産者　森川　敏彦
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２４号
三重県津市安濃町清水1063番地
破産者　下井　康弘
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３１２号
京都市下京区七条御所ノ内本町83番地
破産者　株式会社松島
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７１号
最後の住所京都市西京区山田平尾町46番地ライフイン京都811
破産者　被相続人亡櫟原貞雄の相続財産
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４号
広島県三原市本町１丁目８番44号
破産者　白須電機株式会社
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第３８６号
香川県木田郡三木町大字氷上4075番地９
破産者　有限会社山川食品センター
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１１０号
福岡県宮若市龍徳1773番地の１
破産者　有限会社ナカムラ建設
１　決定年月日　平成22年12月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部